

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) (仮称) 構想について

2008年12月9日

産業構造審議会第8回通商政策部会資料



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

模倣品・海賊版拡散防止条約Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA) (仮称)構想について

新しい国際的枠組みの必要性

現行の国際的枠組みでの対応には限界 → 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想

- ◆ マルチの国際規律(WTO/TRIPS、WIPO)は最低限の基準であり、多様化・複雑化する問題への対応には不十分。WTO、WIPOでの新たなルールづくりは諸事情からして困難。
- ◆ 二国間協定の積み重ねでは世界的な模倣品・海賊版の拡散防止には不十分。

ACTAの概要

高いレベルの法的規律の形成

- ◆ 水際措置 - 模倣品・海賊版の輸出入等(積み替えを含む)の差し止め、確実な没収・破壊
- ◆ 刑事執行 - 模倣レベルの刑事罰化、非営利目的の著作権、侵害への刑事罰の適用
- ◆ 民事執行 - 権利者が十分な損害賠償を受けるための措置 等

国際協力の推進

- ◆ 情報やベストプラクティスの交換等執行機関間協力
- ◆ 途上国に対するキャパシティビルディング等

知的財産権の執行の強化

- ◆ 知的財産権保護に係る消費者意識の向上
- ◆ 知的財産権関連法令の情報及び手続の公表

模倣品・海賊版拡散防止条約Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA) (仮称)構想について

ACTA交渉の状況

2007年10月23日 日本、米国、EC、カナダ、スイス、ニュージーランド、メキシコ、韓国など知的財産権の保護に関心の高い国々で、集中的な協議を開始することを、日米欧等の政府が発表。

2008年6月 第1回交渉会合 水際措置(第1回目)について議論。

7月 第2回交渉会合 水際措置(第2回目)及び民事執行(第1回目)について議論。

10月 第3回交渉会合 民事執行(第2回目)及び刑事執行(第1回目)について議論。

次回会合は12月中旬に開催予定。

現時点での交渉参加国(13カ国・地域): 日本、米国、EC、スイス、カナダ、豪州、韓国、メキシコ、シンガポール、モロッコ、NZ、UAE、ヨルダン

産業界の支持

各国の産業界は、ACTA構想への支持を表明

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、米国商工会議所、BUSINESSEUROPE、経団連、G8各国経済団体(G8ビジネスサミット)、国際商工会議所(ICC)等